

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月10日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

**香川県公安委員会規則第6号**

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則  
(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

別記様式第16号の2 (第12条の2、第12条の4関係)

登録(更新)申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名称  
代表者  
電話 ( )

道路交通法 第51条の8第2項  
第51条の8第7項において準用する同条第2項 の規定により 登録  
登録更新 の申請

をします。

主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
添付書類	<p>1 法人関係</p> <p>(1) 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>(2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことの誓約書</p> <p>(5) 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件の全てに適合することを説明した書類</p> <p>ア 道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合することの誓約書</p> <p>イ 駐車監視員資格者証の写し</p> <p>ウ 事務所の使用について権原を有することを証する書類の写し</p> <p>2 役員関係</p> <p>(1) 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</p> <p>(2) 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びびへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書</p>

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年	月	日
登録通知書に記載されている登録番号	第		号

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2 (第12条の2、第12条の4関係)

登録(更新)申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名称  
代表者  
電話 ( )

道路交通法 第51条の8第2項  
第51条の8第7項において準用する同条第2項 の規定により 登録  
登録更新 の申請

をします。

主たる事務所の所在地	
県内の事務所の所在地	
添付書類	<p>1 法人関係</p> <p>(1) 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>(2) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 役員名簿</p> <p>(4) 道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことの誓約書</p> <p>(5) 道路交通法第51条の8第4項各号に掲げる要件のすべてに適合することを説明した書類</p> <p>ア 道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合することの誓約書</p> <p>イ 駐車監視員資格者証の写し</p> <p>ウ 事務所の使用について権原を有することを証する書類の写し</p> <p>2 役員関係</p> <p>(1) 戸籍の謄本又は抄本(外国人にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))</p> <p>(2) 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書</p> <p>(3) 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びびへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書</p>

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年	月	日
登録通知書に記載されている登録番号	第		号

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の3 (第12条の2、第12条の4 関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名 称  
代表者 ⑤

当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の3 (第12条の2、第12条の4 関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 名 称  
代表者 ⑤

当法人は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の14 (第12条の10関係)

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所  
氏名 ④  
電話 ( )

申請者	本 籍		
	住 所		
	(ふりがな)		
	氏 名		写 真
	生 年 月 日	年 月 日	

添付書類

- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書
- 2 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)
- 3 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びびへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書
- 4 道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 5 写真2枚(1枚は、この申請書に貼り付けること。)

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の14 (第12条の10関係)

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住所  
氏名 ④  
電話 ( )

申請者	本 籍		
	住 所		
	(ふりがな)		
	氏 名		写 真
	生 年 月 日	年 月 日	

添付書類

- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書
- 2 戸籍の謄本又は抄本(外国人にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))
- 3 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書
- 4 道路交通法第51条の8第3項第2号ホ及びびへに掲げる者のいずれにも該当しない旨の医師の診断書
- 5 道路交通法第51条の13第1項第2号イからハマまでに掲げる者のいずれにも該当しない旨の誓約書
- 6 写真2枚(1枚は、この申請書にはり付けること。)

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の15 (第12条の10関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号の15 (第12条の10関係)

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊟

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれのある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者講習)</p> <p>第17条 施行規則第97条第4項において準用する施行規則第39条第3項の管理者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 施行規則第97条第4項において準用する施行規則第40条第1項の規定による通知は、郵便葉書により行うものとする。</p>	<p>(管理者講習)</p> <p>第17条 施行規則第97条第3項において準用する施行規則第39条第3項の管理者講習の講習時間は、次の各号に掲げる講習の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 施行規則第97条第3項において準用する施行規則第40条第1項の規定による通知は、郵便葉書により行うものとする。</p>

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第3条 質屋営業法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(品触れの手続)</p> <p>第10条 法第20条第1項の規定による品触れの発出は、別記様式第8号の品触書により行うものとする。</p>	<p>(品触れの手続)</p> <p>第10条 法第21条第1項の規定による品触れの発出は、別記様式第8号の品触書により行うものとする。</p>

別記様式第1号 (第3条関係)

その1

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

(ふりがな) 氏名又は名称		
法人等の種別	1株式会社 2有限会社 3合名会社 4合資会社 5その他法人 6個人	
生年月日	年 月 日	
住 所		
本 (国) 籍		
営業所	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本 (国) 籍	

別記様式第1号 (第3条関係)

その1

質屋許可申請書

質屋営業法第2条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊟

(ふりがな) 氏名又は名称		
法人等の種別	1株式会社 2有限会社 3合名会社 4合資会社 5その他法人 6個人	
生年月日	年 月 日	
住 所		
本 (国) 籍		
営業所	(ふりがな) 名 称	
	所 在 地	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本 (国) 籍	

その2

管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
質物の保管 設備の概要		

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

その2

管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
管 理 者 等	種 別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	本(国)籍	
質物の保管 設備の概要		

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



別記様式第3号 (第5条、第7条関係)

その1

許可申請書  
 営業内容変更届出書  
 許可証書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。  
 質屋営業法第4条第2項  
 質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称	

変更事項

変更年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称	
法人等の種別	1株式会社 2有限会社 3合名会社 4合資会社 5その他法人 6個人
住所	
本(国)籍	
営業所 (ふりがな) 名称 所在地	

変更区分	1削除 2追加 3変更 4交替	
変更年月日	年 月 日	
管 理 者 等	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏名 生年月日	年 月 日
新 等	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな) 氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
	本(国)籍	

別記様式第3号 (第5条、第7条関係)

その1

許可申請書  
 営業内容変更届出書  
 許可証書換申請書

質屋営業法第4条第1項の規定により営業内容の変更の許可の申請をします。  
 質屋営業法第4条第2項  
 質屋営業法第8条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請(届出)者の氏名又は名称及び住所

㊟

許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称	

変更事項

変更年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称	
法人等の種別	1株式会社 2有限会社 3合名会社 4合資会社 5その他法人 6個人
住所	
本(国)籍	
営業所 (ふりがな) 名称 所在地	

変更区分	1削除 2追加 3変更 4交替	
変更年月日	年 月 日	
管 理 者 等	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏名 生年月日	年 月 日
新 等	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな) 氏名 生年月日	年 月 日
	住所	
	本(国)籍	

その2

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

備考

- 1 申請(届出)者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

その2

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

変更区分		1削除 2追加 3変更 4交替
変更年月日		年 月 日
管旧	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
者新	種別	1代表者 2業務を行う役員 3法定代理人 4保佐人 5管理者
	(ふりがな)氏名	
	生年月日	年 月 日
等	住所	
	本(国)籍	

備考

- 1 申請(届出)者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日を記載すること。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第4条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~7 略					1~7 略				
8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	略				8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)	略			
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)	第10条第2項~第94条第2項 略				(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)	第10条第2項~第94条第2項 略			
	第97条第4項	略				第97条第3項	略		
		第110条~第112条第2項 略					第110条~第112条第2項 略		
(2)~(5) 略					(2)~(5) 略				
9~101 略					9~101 略				
備考 略					備考 略				

(遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則の一部改正)

第5条 遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則(平成19年香川県公安委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

誓 約 書

年 月 日

年 月 日

香川県公安委員会 殿

香川県公安委員会 殿

住 所  
氏 名 ㊟

住 所  
氏 名 ㊟

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者

備考

- 1 誓約をする者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考

- 1 誓約をする者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。